

## 住宅セーフティネット法の改正について

### 1 住宅セーフティネット法の改正（10月25日施行）

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が10月25日に施行され、空き家等を活用した住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録や、登録を受けた住宅への補助等の制度が措置された。

※1 低額所得者、被災者、高齢者や子育て世帯等のほか、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画で定める者

○住宅確保要配慮者への適切な住宅の供給が求められている一方、増加が見込まれる空き家等の有効活用も課題となっていることが背景にある。

○改正により、セーフティネット住宅の登録制度が創設された。

- ・登録を受けた住宅は、インターネット等により広く周知される。
- ・入居者を住宅確保要配慮者に限定する専用住宅については、国による改修費の補助を受けることができる。（1/3補助。原則上限50万円/戸）

### 2 法改正を受けた県の対応

#### （1）セーフティネット住宅の登録受付

- ・法施行日（10月25日）より、セーフティネット住宅の登録を受付開始。

#### 主な登録基準

- ・原則として、各戸の床面積が25平方メートル以上であること。
- ・耐震性（昭和56年改正基準）を有すること。
- ・台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室等を備えたものであること。
- ・消防法、建築基準法等に違反しないものであること。

#### （2）関係機関への情報提供等

- ・市町村に向け、法改正により創設された制度の内容を説明。
- ・宅地建物取引業関係団体、社会福祉協議会等に対し周知、連携を呼びかけ。